

公益財団法人山形県総合社会福祉基金 助成事業実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人山形県総合社会福祉基金定款第4条に定める助成対象となる事業・活動等（以下「事業」という。）に対し、予算の範囲内において助成金を交付するに必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象となる者は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法人
- (2) 社会福祉の向上を図るために設立された公益法人
- (3) その他社会福祉に関する事業を行う営利を目的としない団体又は個人で、理事長が適当と認めた者

(助成の対象事業)

第3条 助成の対象となる事業、対象とならない団体等、採択基準及び助成額は、別表のとおりとする。ただし、理事長が認める場合は、これによらないで助成することができる。

(助成に係る審査基準)

第4条 助成を受ける者は、次に掲げる条件に適合していなければならない。

- (1) 助成の対象となる事業の目的が適切であって、かつ、その実施が確実であること
- (2) 助成金の使途が適正であること
- (3) 助成の対象となる事業の実施に必要な資金のうち、助成を受ける者の負担すべき額を確実に保有すること
- (4) その他助成の目的を有効に達成できる見込みがあること

(助成事業費の額)

第5条 毎年度の助成事業費の額は、当該年度の予算の定めるところによるものとする。

2 毎年度の助成事業費のうち、おおむね10分の1に相当する額は、緊急を要する助成に充てるため、あらかじめ保留しておくことができる。

(助成金交付の申込)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、第1号様式による交付申込書に所定の書類を添付して、別に定める期日までに理事長に提出するものとする。ただし、緊急に助成を必要とする場合は、この限りでない。

2 申請は、一年度につき、一団体一事業とする。ただし、複数の施設を運営する団体等及び緊急に助成を必要とする場合は、この限りではない。

(助成の決定)

第7条 理事長は、助成金の交付申込書を受理したときは、助成事業審査委員会の意見を聴いて助成を受ける者及び助成額を決定するものとする。

2 前項によって助成を決定したときは、申込者に対し第2号様式により通知するものとする。

3 理事長は第1項の助成金交付の申込をしたもののうち、助成の決定を受けなかった者に対し第3号様式により助成金の不交付の旨を通知するものとする。

(助成の条件)

第8条 理事長は、助成の目的を達成するために必要があると認めるときは、助成予定者に対し、必要な条件を付することができる。

(助成金の請求及び交付)

第9条 助成金の交付を受けようとする者は助成金の交付の決定通知を受けとった日以後、第4号様式により助成金交付請求書を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定により請求があったときは、理事長は審査のうえ助成金を交付するものとする。

(変更承認)

第10条 助成金の交付の決定を受けた者は当該助成に係る事業の変更(別に定める軽微な変更を除く)、中止又は廃止をしようとするときは、第6号様式により理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

(事業実績報告)

第11条 助成金の交付を受けた者は、助成の対象となった事業が完了した後、1か月以内に、第5号様式による事業報告書に事業の実績を証する書類及び収支決算書を添えて事業の報告をしなければならない。

(報告の徴取等)

第12条 理事長は、助成金の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し報告若しくは関係書類の提出を求め、又は事務職員に事業実施状況等を検査させることができる。

(財産処分の制限)

第13条 助成を受けた者は、助成事業により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、第7号様式を提出し、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。ただし、財産の取得価格又は増加価格が20万円未満のもの、及び減価償却資産の耐用年数に関する大蔵省令に定める耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

(助成金の交付の決定取り消し及び助成金の返還)

第14条 理事長は、助成を受けた者が災害その他特別の事由による場合を除くほか、正当の理由がなく次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部の交付決定を取り消し、金額及び期日を指定して返還を求めることができる。

- (1) 助成金の交付の申請につき不正の事実があったとき
- (2) 助成対象である事業を実施せず、又は実施する意思がまったく認められないとき
- (3) 助成対象である事業を中止し、完了する見込みがないとき
- (4) 助成金を助成の目的以外に使用したとき
- (5) 第8条の規定により付された条件に違反したとき
- (6) 第11条の規定による事業の報告をしなかったとき
- (7) 第13条の規定に違反したとき
- (8) 助成対象である事業の規模縮小により交付決定額が第3条別表に定める助成額を上まわることとなったとき
- (9) その他助成事業の趣旨からみて不相当と認められるとき

2 基金は、正当な理由がなく、前項の規定により返還を求められた助成金を、指定の期日までに返還しない者に対しては、遅延損害金を請求することができる。

(会計帳簿等の整備)

第 15 条 助成を受けた者は、助成金の収支状況を記載した会計帳簿その他書類を整備し、当該事業年度の翌年から起算して 5 年間保管しておかなければならない。

(委 任)

第 16 条 この規定の細則は、理事長が別に定める。

(改 廃)

第 17 条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、昭和 56 年 10 月 16 日から施行する。

附 則

改正後の規程は、昭和 61 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

改正後の規程は、平成 3 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

改正後の規程は、平成 3 年 10 月 9 日から施行する。

附 則

改正後の規程は、平成 8 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

改正後の規程は、平成 10 年 2 月 10 日から施行する。

附 則

改正後の規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の規程は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。